

〇〇自治会会則（作成例）

（名称）

第1条 本会は、〇〇自治会と称する。

（区域）

第2条 本会は、西条市〇〇町〇〇地区の区域とする。

（事務所）

第3条 本会の事務所は、〇〇〇に置く。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、地域の生活環境の整備に努めることにより、地域社会の発展を図ることを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 会員相互の親睦に関する事。
- （2） 各専門部の活動に関する事。
- （3） 会員相互の連絡及び各種団体との連絡調整に関する事。
- （4） 行政との連絡調整に関する事。
- （5） その他前条の目的を達成するために必要な事業。

（専門部）

第6条 本会に専門部を置く。（各自治会の活動内容により必要な部を置く。）

- （1） 総務部
- （2） 環境部
- （3） 体育部
- （4） 自主防災組織部
- （5） 防犯部
- （6） 交通部
- （7） 福祉部
- （8） 婦人部
- （9） 青年部
- （10） 愛護班部
- （11） 産業部
- （12） PTA 部

（会員）

第7条 本会の会員は、第2条に定める区域の居住者とする。

(入会)

第8条 第2条に定める区域に住所を有する世帯で本会に入会する場合は、会長に申し出なければならない。

2 本会は、前項の申し出があった場合は正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第2条に定める区域に住所を有しなくなった場合。
- (2) 本人により退会の申し出があった場合。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監事 〇名

(役員を選出)

第11条 会長、副会長、会計、監事は総会において選出する。

(役員の職務)

第12条 会長は、自治会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担当する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第14条 本会には、総会及び役員会を設ける。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は〇月に開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。
- 4 役員会は、会長が必要と認めたときにこれを召集する。

(総会の成立)

第15条 総会は、会員の〇分の〇以上の出席で成立する。ただし、委任状を持って出席に代えることができる。

(議事の成立)

第16条 議事は、出席者の過半数の賛成で成立する。

(会議の議事録)

第17条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(委任者を含む。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(事業計画及び予算)

第18条 本会の事業計画及び予算は、総会の議決を経て定めなければならない。

(事業報告及び決算)

第19条 本会の事業報告及び決算は、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

(4月1日から3月31日とする場合が通例ですが、1月1日から12月31日としているところもあります。)

附 則

この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。